入札公告に基づく条件付一般競争入札(事後審査型)については、入札公告に 定めるもののほか、本書によるものとする。この場合において、同一項目につい て異なる内容の記載がある場合は、入札公告を優先する。

1 基本事項

- (1) 原則として、開札後に資格の有無を審査する「事後審査型」により行い、 大竹市建設工事一般競争入札実施要綱(平成10年大竹市告示第20号) を適用する。
- (2) 入札に関する手続きについては、大竹市電子入札実施要領(令和4年 大竹市告示第14号)又は大竹市郵便入札実施要綱(平成23年大竹市告 示第31号)を適用する。
- (3) その他入札に関しては、大竹市競争入札執行規程(平成12年9月1日 制定)に基づき執行する。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定 に該当しない者
- (2) 対象工事の入札公告に定める年度の大竹市競争入札参加資格の認定を 受けている者
- (3) 対象工事の入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、 大竹市競争入札等指名除外要綱(平成29年大竹市告示第150号)に基 づく指名除外(以下「指名除外措置」という。)を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続開始の決定を受けているもの
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続開始の決定を受けているもの
- (6) 対象工事の入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定 による営業停止を受けていない者
- (7) 大竹市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年大 竹市告示第200号)第2条第1項第2号から第5号までのいずれにも該 当しないと認められる者
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行している者(届出の義務の無い者を除く。) ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の

義務

- イ 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出の 義務
- ウ 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による 届出の義務
- (9) 他の入札参加希望者と次に掲げる関係にない者
 - ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)
 - イ 親会社を同じくする子会社
 - ウ 役員又は管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64 条の管財人をいう。以下同じ。)が他の入札参加希望者の役員又は管財人 を兼ねている。
- (10) その他、対象工事の公告に記載する要件を満たす者であること。
- 3 設計図書等の閲覧方法
 - (1) 設計図書は、設計図書閲覧・貸出申請書による申請により貸出し、又は 閲覧に供するものとし、貸出し又は閲覧の期間、場所及び方法は対象工事 の入札公告に定めるものとする。
 - (2) 設計図書等の閲覧・貸出申請受付時間 午前9時から午後5時まで
- 4 設計図書に対する質問及び回答
 - (1) 質問方法

設計図書に対する質問がある場合は、対象工事の入札公告に定める期日までに、所定の工事内容質問書により、メール、FAX又は持参により提出すること。

- (2) 持参する場合の受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 回答方法

工事内容質問書の提出があった場合は、質問に対する回答の内容を対象工事の入札公告に定める期日までに、大竹市ホームページに公表する。

- 5 入札方法等
 - (1) 入札書及び工事費内訳書の提出方法
 - ア 入札書及び工事費内訳書は、大竹市電子入札実施要領又は大竹市郵便 入札実施要綱に定める方法により提出すること。
 - イ 工事費内訳書は、指定された様式を使用するものとする。

ウ 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び大竹警察署に提出する場合があるとともに、大竹市情報公開条例(平成11年大竹市条例第21号)に基づく開示の対象となる。

(2) その他

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。

- 6 入札保証金 免除する。
- 7 開札に関する事項
 - (1) 開札場所対象工事の入札公告に定める場所
 - (2) その他
 - ア 開札の傍聴は任意とする (傍聴を希望する者は、開札日前日の15時までに電話による連絡をすること。)。
 - イ 開札には、書面参加者がある場合には、当該入札事務に関係のない市 職員が立ち会うものとする。
 - ウ 開札会場においては落札決定を行わず、最低入札価格者の商号及び金 額のみを読み上げるものとする。
- 8 落札者の決定方法
 - (1) 有効な入札をしたもののうち最低価格を入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、入札後に必要な調査を実施し、その結果、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札候補者とすることがある(大竹市低入札価格調査制度事務取扱要綱(平成11年大竹市告示第33号)に定める対象工事である。)。
 - (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、広島県電子入札等システム(以下「電子入札システム」という。)上のくじにより落札候補者を決定する。

- (3) 落札候補者には、入札参加資格確認申請書及び対象工事の入札公告に 定める入札参加資格要件に応じて、施工実績調書及び配置予定技術者の資 格・工事経験調書等指定する書類(以下「資格要件確認書類」という。)の 提出を求めるので、対象工事の入札公告に定める期日までに公告に定める 方法により提出すること。
- (4) 落札候補者が提出した資格要件確認書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者として決定し、落札者を含む入札参加者にその旨を通知する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに資格要件確認書類を提出しないとき、又は審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者の入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下「次順位者」という。)を落札候補者とする。
- (6) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次 準用する。
- 9 資格要件確認書類の提出方法
 - (1) 提出期間 対象工事の入札公告に定める期日まで
 - (2) 受付時間 対象工事の入札公告に定める時刻まで
 - (3) 提出場所 大竹市建設部監理課
 - (4) 提出部数 1部
 - (5) その他
 - ア 資格要件確認書類は、電子入札システムにより提出すること。ただし、 郵便入札の場合は、持参又は郵送の方法で提出すること。
 - イ 資格要件確認書類の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 提出された資格要件確認書類は、返却しない。
 - エ 提出された資格要件確認書類は、提出者に無断で他の用途に使用しない。
 - オ 提出期限以後における資格要件確認書類の差替え及び再提出は認めない。
- 10 入札参加資格審査結果の通知

資格要件確認書類を提出した者に対して、入札参加資格適合(非適合)通知

書により入札参加資格審査結果を通知する。

- 11 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた 理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明を求める場合は、対象工事の入札公告に定める期日までに 文書を持参することにより行うものとする。
 - (3) 説明を求められたときは、対象工事の入札公告に定める期日までに説明を求めた者に対し、文書により回答する。
 - (4) (2)の文書の提出場所 大竹市建設部監理課
 - (5) 受付時間午前9時から午後5時まで
- 12 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、対象工事の入札公告で定めた開札日時を 基準として、資格要件確認書類に基づき行うものとする。この場合において、 入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定 までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者は資 格要件を満たしていないものとみなし、当該入札参加者の入札を無効とする ものとする。

- (1) 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査 に係る申請において、重要な事項について虚偽の申請をし、又は重要な事 項の申告を行わなかったことが判明した場合等により、競争入札参加資格 が取消しとなった場合
- (2) 大竹市競争入札等指名除外要綱第2条の規定に基づき、指名除外を受けた場合
- (3) 対象工事の入札公告に定める期日までに全ての資格要件確認書類を提出しない場合
- (4) 資格要件の確認のために市職員が行った指示に従わない場合
- (5) 資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- (7) 入札参加資格を満たさなくなった場合及び入札に関する条件に違反することとなった場合
- 13 配置予定技術者の取扱い
 - (1) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(恒常的な雇用関係とは、

開札日の前日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。)に ある者を配置すること。

- (2) 配置予定技術者は、契約時点において配置できる技術者を記載するものとする。なお、資格要件確認書類を提出するときに配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者の記載を認めるものとする。
- (3) 資格要件確認書類の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更・ 差替え等は認めないものとする。
- (4) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、大竹市競争入札等指名除外要綱に基づく措置をすることがある。

14 契約保証金

請負代金額の10分の1以上を納付すること(ただし、受注者が調査基準 価格を下回る価格で入札をした場合であって、市長が必要と認めるときは、保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。)。ただし、利付国債の提供 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札
- (2) 大竹市契約規則(昭和39年大竹市規則第16号)第7条各号、大竹市 電子入札実施要領第5条第3項及び大竹市郵便入札実施要綱第7条各号の いずれかに該当する入札

16 その他

- (1) 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者は、指名除外措置を行うことがある。
- (2) 工事の施工の際に、資材等の調達及びやむを得ず工事の一部分を第三者に請け負わせようとするときは、できる限り市内事業者の利用を図るものとする。
- (3) 入札結果は大竹市ホームページに掲載その他の方法により公表する。
- (4) その他詳細不明の点については、大竹市建設部監理課に文書で照会するものとする。

17 問合せ先

大竹市建設部監理課

(大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2160)